

## ○甲良町まちづくり団体認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり総合補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となるまちづくり活動を実施する団体（以下「まちづくり団体」という。）の認定に関する手続等について甲良町まちづくり総合補助金交付規則（平成○年規則第○号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり活動の要件)

第2条 この要綱において、「まちづくり活動」とは、次の各号のいずれかに該当する活動をいう。

- (1) 地域の課題を解決するための活動
- (2) 地域の特色を活かし、その魅力を高めるための活動
- (3) 住民の福祉を増進するための活動
- (4) 町または集落の発展に資する活動
- (5) その他公益に適う活動であって、町長が認めるもの。

(法人の認定要件)

第3条 規則第2条第2号に規定する法人として町長が認定することができるものは、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で活動する法人であること。
- (2) 法人の活動目的および活動内容が、公益に適うものであること。

(任意団体の認定要件)

第4条 規則第2条第3号に規定する任意団体として町長が認定することができるものは、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内を主たる活動地域とすること。
- (2) 5名以上の構成員を有し、その過半数が町民であること。
- (3) 明確な規約等に基づいて運営されていること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。
- (5) 団体の活動目的および活動内容が、公益に適うものであること。

(欠格事項)

第5条 前条までの規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、この要綱に

においてまちづくり団体としての認定を受けることができない。

- (1) 営利を構成員等に分配することを主たる活動目的とする団体
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、または信者を教化育成することを活動目的とする団体
- (3) 政治上の思想を推進し、支持し、またはこれに反対することを活動目的とする団体
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを活動目的とする団体
- (5) 特定の個人もしくは団体の利益を誘導または毀損することを活動目的とする団体
- (6) 甲良町暴力団排除条例(平成23年条例第10号)に違反した団体
- (7) その他町長がまちづくり団体として不適切と認める団体

(認定申請)

第6条 まちづくり団体として認定を受けようとする団体の代表者は、町長が定める日までに、次に掲げる書類を添えて認定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該団体の活動内容がわかる書類
- (2) 申請日の前年度の収支状況がわかる書類。ただし、設立後1年を経過しない団体については提出を省略できるものとする。
- (3) 定款その他団体の運営に関する規約等
- (4) 構成員等の名簿
- (5) 法人にあつては登記事項が確認できる書類
- (6) その他、町長が必要と認める書類

(認定および通知)

第7条 町長は、前条の規定による認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、まちづくり団体として適当と認められる場合には、速やかに認定を行い、認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、次に掲げる通りとする。

- (1) 拠点法人および法人は2年度とする。
- (2) 任意団体は1年度とする。

(継続認定)

第9条 前条に規定する有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするまちづくり団体は、認定の有効期間が満了する日の10日前までに、継続認定申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による継続認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、速やかに継続認定を行い、継続認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更届)

第10条 まちづくり団体は、所在地、代表者、役員、規約またはその他の重要な事項に変更が生じたときには、変更内容がわかる書類を添えて認定申請書記載事項変更届(様式第5号)により速やかに町長に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第11条 町長は、まちづくり団体が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは認定を取り消すことができるものとする。

(1) 当該団体が、まちづくり団体としての認定要件を充足しなくなったと認められるとき。

(2) 当該団体が、第5条に掲げる欠格事項に該当したとき。

(3) 当該団体が、この要綱またはその他の法規等に違反したと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第6号)により代表者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により認定を取り消したときには、当該団体に係る補助金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

第13条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり団体の認定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

甲良町まちづくり団体認定申請書

年 月 日

甲良町長 様

申請者 団体名称  
代表者 印

まちづくり団体の認定を受けたいので、甲良町まちづくり団体認定要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請区分	1 拠点法人	2 法人	3 任意団体	法人格の有無	
団体名称					
設立年月日		構成員数	人	町民 町民以外	人 人
代表者					
団体連絡先	住所	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
	担当者				
活動目的					
活動内容					
備考					

※「申請区分」は該当する区分の番号に○を付すこと。

関係書類

- ・団体の活動内容がわかる書類
- ・前年度の収支状況がわかる書類（決算書類等）
- ・定款その他団体の運営に関する規約等
- ・構成員等の名簿
- ・登記事項が確認できる書類（法人のみ）
- ・その他

甲良町まちづくり団体認定通知書

第 号  
年 月 日

様

甲良町長

年 月 日付で認定申請のあった件について、下記のとおり貴団体をまちづくり団体として認定したので、甲良町まちづくり団体認定要綱第7条の規定により通知します。

記

認定区分		有効期間	本通知の日から 年 3月 31日 まで		
団体名称					
設立年月日		構成員数	人	町民	人
				町民以外	人
代表者					
団体連絡先	住所	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
	担当者				
活動目的					
活動内容					
備考					

甲良町まちづくり団体継続認定申請書

年 月 日

甲良町長 様

申請者 団体名称  
代表者

印

年 月 日付 第 号で認定通知のあった件について、有効期間満了後も引き続きまちづくり団体の認定を受けたいので、甲良町まちづくり団体認定要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認定区分		前回通知による認定が満了する日	
団体名称			
設立年月日		構成員数	町民 人 町民以外 人
代表者			
団体連絡先	住所	〒	
	電話番号		
	メールアドレス		
	担当者		
活動目的			
活動内容			
備考			

甲良町まちづくり団体継続認定通知書

第 号  
年 月 日

様

甲良町長

年 月 日付で継続認定申請のあった件について、下記のとおり貴団体をまちづくり団体として引き続き認定したので、甲良町まちづくり団体認定要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

認定区分		有効期間	年4月1日から 年3月31日まで		
団体名称					
設立年月日		構成員数	人	町民 町民以外	人 人
代表者					
団体連絡先	住所	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
	担当者				
活動目的					
活動内容					
備考					

様式第5号(第10条関係)

甲良町まちづくり団体認定申請書記載事項等変更届

年 月 日

甲良町長 様

申請者 団体名称  
代表者

印

年 月 日付 第 号で認定通知のあった件について、下記のとおり変更があったので、甲良町まちづくり団体認定要綱第10条の規定により届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後



様式第6号(第12条関係)

甲良町まちづくり団体認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

甲良町長

甲良町まちづくり団体認定要綱第12条第1項の規定により、 年 月 日付 第 号による貴団体の認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

・認定取消の理由